知多市幼児保育課長

令和7年度一斉入所受付の選考結果及び今後の予定について(お知らせ)

入所の優先順位は保育を必要とする状況に応じた指数(同点の場合は幼児保育課による 抽選)により決定します。

また、入所枠の確保等に関する連絡は次のとおり行います。

令和6年11月1日(金)

<u>左記期日までに指数による選考結果(内定)通知を発送します。</u> それまで入所枠確保等に関するお問い合わせは御遠慮ください。

- ※ 指数による選考の結果です。面接の結果によっては入所でき かねる場合があります。決定通知は3月下旬頃に送付します。
- ※ 10月11日(金)17時を過ぎると、希望する保育所 等の変更はできません。

今後の予定(小規模保育事業所・私立認定こども園については各施設からの案内に従ってください。)

	内定施設にて面接を行います。日時は11月上旬に発送する選考結果
	(内定)通知書に記載します。
令和6年11月11日(月)	※ 指定の時間で都合が悪い場合は施設と調整してください。
~15 日(金)	※ 面接実施予定日は市ホームページにて確認できます。
	※ 3か月健診を受けていない児童は、施設と調整の上、3か月健診後
	に速やかに面接を受けてください。
	入所枠が確保できた保育所等にて入所関係書類を受け取ってください。
令和7年2月5日(水)	各保育所等から配布の連絡は行いません。なお、代理の方がお受け取り
~14 日(金)	に来られる場合は、事前にその旨を各保育所等にお伝えください。
	※ 衣料品・用品等販売について案内があります。
令和7年2月下旬	入所枠が確保できた施設の入所説明会へ参加してください。
~3月上旬	※ 説明会の日程については市ホームページで御確認ください。
令和7年3月下旬	入所決定通知および保育料等に関する通知を送付します。

裏面も必ずご確認ください

<注意事項>

1 入所決定について

入所枠が確保できた方でも、入所の決定ではありません。入所児童の面接や提出書類の審査の上、令和7年3月下旬に入所決定(育休明けの方は入所予約)に関する書類を送付します。私立認定こども園及び小規模保育事業所においては、施設から利用に関する契約書等の書類が配布されます(利用契約は、保護者と施設を運営する事業者との間で契約をする必要があります。)。入所は、契約をもって決定となります。

<u>また、入所枠が確保された後でも、実態調査などで保育を必要とする状況でないことが確認された場合や、育児休業明け又は育児休業中で申込みの方で育児休業を取得</u>している会社を退職した場合などは、入所枠の確保を取り消します。

- 2 令和6年10月11日(金)以降の申込内容の変更に伴う指数変更
 - (1) <u>申込内容の変更によって指数が上がる場合でも、指数により決定した入所優先順</u>位は変更となりません。
 - (2) <u>申込内容の変更によって指数が下がる場合、入所優先順位は変更後(下がった後)</u> <u>の指数が同点の方の中で最後となります。</u>
 - (3) 育児休業明け又は育児休業中の方の職場復帰時期等変更

選考後に職場復帰時期の延期や、就労形態を変更した場合は、入所優先順位や入所枠確保の状況が変更となることがあります。ただし、指数が変わらない範囲での復帰時期や就労形態の変更の場合は、順位の変更はしません(例:育児休業明けで4月2日復帰予定で申し込み、入所枠が確保できた後に4月30日復帰に変更しても、同じ指数なので選考結果に影響がなく、入所優先順位は変わりません。)。

一方、指数が変更となるような職場復帰時期の延期や、就労形態の変更をした場合は、変更後の指数が同点の方の中で最後の順位となり、入所枠が確保できていた場合でも、指数が下がることで入所枠が確保できなくなる場合もあります(例:父、母共に1か月140時間以上の勤務(12点×2)で、母のみ5月復帰(1点減点)と申込みをした場合の指数は23点ですが、職場復帰を翌年1月(3点減点)に変更した場合、指数は21点に下がり、入所優先順位は21点の方の中で<u>最後の順位に</u>変更となります。)。

(問い合わせ先 知多市役所幼児保育課 0562-36-2659 (直通))